

---

種 別： 論説

タイトル： 民事訴訟における直接主義について

著 者： 畑 宏樹

所 収： 『上智法学論集』第 67 卷 4 号（令和 6 年 3 月）57-72 頁

発行元： 上智大学法学会

---

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

---

## 論 説

---

# 民事訴訟における直接主義について

畑 宏樹

---

- 第1章 本稿の問題意識
- 第2章 直接主義とは — 前提の確認
  - 第1節 直接主義の意義・内容
  - 第2節 他の訴訟原則との関係
  - 第3節 直接主義の例外
- 第3章 直接主義の例外をなす新たな例証
  - 第1節 調書判決と直接主義
  - 第2節 令和4年IT訴訟化改正と直接主義
    - I 口頭弁論期日におけるウェブ会議の利用
    - II 証人尋問におけるウェブ会議の利用
- 第4章 おわりに

## 第1章 本稿の問題意識

わが国の民事訴訟法は、平成8年に現行法（平成8年法律109号）が制定されて以降、何度か重要な改正が施されて今日に至っているところ、直近に行われた改正（令和4年法律48号）においては、民事訴訟手続におけるIT化を促進することを主たる内容のものとなっている。大雑把には、訴訟に関する書類のオンライン提出にかかる改正事項と、ウェブ会議を活用した期日運用にかかる改正事項を内容とするものである。

前者は訴訟手続の効率に資する改正事項といえることから、大方において高評価を得ているものと思われる。他方、後者のうち、和解期日や弁論準備期日におけるウェブ会議利用については、これらがもともと原則的に非公開の手続であるためか、民事訴訟法の基本原則との関係における問題はあまり

指摘されない。しかしながら、口頭弁論期日におけるウェブ会議利用については、裁判公開原則をはじめとする訴訟諸原則との関係を慎重に検証する必要があるといった指摘がなされており、とりわけウェブ会議を用いた証人尋問については、直接主義（民訴249条）との関係についての指摘が多くなされている。

令和4年改正を契機としてあらためて直接主義の意味合いが問われるようになったことに加え、直接主義の意義・役割とその限界を改めて考えさせられるような裁判例も近時出てきていることに鑑み、本稿においては、直接主義の意義を改めて確認し、あわせてその限界（ないしは例外）について考察することを目的とする。

## 第2章 直接主義とは — 前提の確認

### 第1節 直接主義の意義・内容

直接主義とは、判決を行う裁判官（受訴裁判所）が弁論の聴取や証拠の取調べを直接自ら行うとする原則であり、中間に何者も介在させず、受訴裁判所が当事者の陳述や証拠を直接知覚する審理方式であり、わが国の民事訴訟法もこの原則を採用している（民訴249条1項）。これに対し、他の者による審理結果の報告に基づいて判決をするという考え方を間接主義という。

直接主義は、当然に採用されるべき原則ではなく、歴史的な所産によるところが大きいとされる<sup>(1)</sup>が、間接主義のもとでは、裁判を行う裁判官は、当事者および証拠と直に接触していないために、これらから新鮮な印象を得ることができないという短所があるのに対し、直接主義による場合には、とりわけ証人の信頼性をよりよく判定することができ、真実発見の要請に適うだけでなく、訴訟の促進にも資するといった長所があるとされる<sup>(2)</sup>。

---

(1) 鈴木正裕＝青山善充編集『注釈民事訴訟法(4)』（有斐閣、1997）124頁〔小林秀之〕、笠井正俊＝越山和広編『新・コンメンタール民事訴訟法〔第2版〕』（日本評論社、2013）914頁〔越山〕、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法〔第8版〕』（弘文堂、2015）62頁〔松本〕など。

直接主義の内容としては、民訴 249 条 1 項が定めるいわゆる形式的（主観的）直接主義（直接主義の第 1 の内容）のほか、伝聞証拠の排除を目的とする実質的（客観的）直接主義を含む（直接主義の第 2 の内容）とする指摘がなされることがある<sup>(3)</sup>が、後者の意味での直接主義は、わが国では採用されていないとされていることから<sup>(4)</sup>、本稿においてもこれは考察の対象外とする。さらに、この 2 つの内容に加えて、「証拠の形式的直接性」という内容を含むとする見解も存在する<sup>(5)</sup>。これは、証拠調べとの関係において、証拠調べが中間者の関与を排除して、判決裁判官によって直接に実施されるべきというものである。形式的（主観的）直接主義の長所が、とりわけ人証の取調べにおける信頼性の確保という点にあるとされることからすると、実際に判決をする裁判官が、証人（および当事者）の供述態度をも実際に見て証言内容を評価すべきというのは、いわば当然のことともいえるが、「直接主義の第 3 の内容」として明確に意識しておくことは無意味なことではないと思われる。

## 第 2 節 他の訴訟諸原則との関係

当事者の弁論および証拠調べは口頭でなされなければならない、口頭でなされたものだけが判決の基礎資料となるという原則を口頭主義といい、わが国の民事訴訟法ではこれが採用されている。直接主義を採用することと口頭主

---

(2) 松本=上野・前掲注(1)62頁〔松本〕など。直接主義と間接主義の長所・短所の比較については、鈴木=青山編集・前掲注(1)124頁以下〔小林〕参照。

また、菅原都夫教授は、従来直接主義の長所としてあげられてきた点は、その内容として、観察の直接性（直接観察性）とその場での質問が可能な点（即時応答性）にあるとされるが（同「直接主義の機能分析」加藤哲夫ほか編『現代民事手続の法理〔上野泰夫先生古稀祝賀論文集〕』（弘文堂、2017）208頁）、このことは本稿でいう「直接主義の第 3 の内容」にもっともよくあてはまるといえる。

(3) 近藤完爾「直接主義復習」民訴雑誌 3 号 65 頁（1956）、竹下守夫=伊藤眞編集代表『注釈民事訴訟法(3)』（有斐閣、1993）10 頁〔伊藤〕など。

(4) 松本=上野・前掲注(1)63頁〔松本〕（松本教授は、この意味での直接主義を「証拠の実体的直接性」と表現される）、秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法V〔第2版〕』（日本評論社、2022）162頁など。

(5) 松本=上野・前掲注(1)62頁〔松本〕。

義を採用することとは論理必然ではないが<sup>(6)</sup>、口頭主義と結びつくことによってその実効性を一層發揮することになる。すなわち、口頭主義による審理においては、裁判官は事件につき新鮮で強烈的な印象を得ることができるし、また、弁論に疑問があればすぐに釈明権の行使によってその内容をより正確に理解することも可能となる<sup>(7)</sup>。

つぎに、直接主義は、集中審理主義とも密接な関連性を有している。直接主義を実現するためには、極力、審理の途中での裁判官の交替といった事態は避けたいことから、集中的な審理が求められることになる。また、口頭弁論と判決との時間的間隔が大きくなればなるほど、口頭弁論から感得できた直接の印象もまた薄れることになり、直接主義の長所が減退することになる。とりわけ、人証についての集中証拠調べを明確に定める現行民事訴訟法(民訴182条)のもとでは、直接主義の理念は実現されやすいといえる<sup>(8)</sup>。

また、訴訟諸原則ではないが、直接主義は自由心証主義を内在的に支えるものでもある<sup>(9)</sup>。自由心証主義とは、争いのある事実につき口頭弁論の全趣旨および証拠調べの結果を斟酌して自らの心証に従い、事実主張を真実に合致するかどうかを判断しなければならないというものであるが(民訴247条)、裁判官が当事者の陳述や証拠方法と直接触れてみて心証を形成することが保障されてはじめて、真の意味での自由心証主義が実現できることになる。その意味では、直接主義は、弁論と証拠調べの両方に適用があるものの、証拠調べの場面(とくに裁判官が尋問の供述態度からも心証形成を行う人証の場面)において、より本質的な意義を有するといえる(とりわけ、直接主義の第3の内容との関係において)。

さらに、近時では、当事者権の保障という観点からも、直接主義は重要な意義を有するとの指摘もなされている<sup>(10)</sup>。とりわけ、弁論(主張レベル)の

---

(6) 鈴木=青山編集・前掲注(1)125頁〔小林〕、斎藤秀夫ほか編著『注解民事訴訟法(4)〔第2版)〕(第一法規、1991)416頁〔小室直人=渡部吉隆=斎藤秀夫〕、高田裕成ほか編集『注釈民事訴訟法第4巻』(有斐閣、2017)1046頁〔山田文〕参照。

(7) 松本=上野・前掲注(1)65頁〔松本〕、高田ほか編・前掲注(6)1046頁〔山田〕。

(8) 鈴木=青山編集・前掲注(1)126頁〔小林〕、笠井=越山編・前掲注(1)914頁〔越山〕。

(9) 鈴木=青山編集・前掲注(1)126頁〔小林〕。

(10) 高田ほか編集・前掲注(6)1046頁〔山田〕。

場面では、弁論の機会を実質的に保障するためには、裁判官による釈明権の適切な行使がなされることが必要であるところ、直接主義はこれによりよく応えることができる。また、判決をする裁判官の前で弁論することで、当事者は主要事実のみならず間接事実の重要性に関する細かなニュアンスも含めて認識を共有することが可能となり、実効性のある争点整理作業を実現することができる。この点は、直接主義の現代的意義と評されているところである。

### 第3節 直接主義の例外

直接主義を貫徹することがかえって審理の非効率をもたらすような場合には、直接主義の要請を後退させ、間接主義に代替することも考えられる。

現行法のもとにおいて、直接主義の例外扱い<sup>(11)</sup>が認められている場合としては、①弁論および証拠調べの直接性が失われる場合、②受訴裁判所以外の第三者が証拠調べを行い、その証拠資料を訴訟資料とする場合、③証人が実際に在任しないために証拠調べの直接性が減殺される場合、などがあげられる。

①類型に属する代表例としては、裁判官の交替による弁論の更新（民訴249条2項）がある。同一の裁判官が全ての口頭弁論に関与するのが望ましいのは言うまでもないが、転任や病気等により裁判官が途中で交替する事態において、直接主義を厳格に貫くと、新しい裁判官の面前で従前の口頭弁論を全てやり直す必要があるが、効率性を損なうことが甚だしい。そこで、弁論の更新によって、新しい裁判体に対して従前の口頭弁論の結果を陳述することで、従前の口頭弁論の内容を全て交代後の裁判官に得させることを可能とした。これはいわば、直接主義の第1の内容を補完する役割を果たすものといえる<sup>(12)</sup>（民訴296条2項も同様にとらえられる<sup>(13)</sup>）。

---

(11) 論者によって、「直接主義の限界」（高田ほか編集・前掲注(6)1046頁〔山田〕、岡田洋一「判批」判例秘書ジャーナル文献番号HJ100178（2023）5頁）、「直接主義の部分的な緩和」（松本=上野・前掲注(1)63頁〔松本〕）、「例外」（秋山ほか・前掲注(4)162頁）、「直接主義が貫徹されない場合」（笠井=越山編・前掲注(1)914頁〔越山〕）など様々な表現が用いられているが、本稿では端的に「例外」と表現することとする。

②類型に属する代表例としては、裁判所外における受命裁判官・受託裁判官による証拠調べ(民訴185条)があげられる(証人尋問〔民訴195条〕も含む。民訴184条・268条などもこの類型に属するといえる)。受託裁判所が直接に証拠調べを行うわけではないことから、直接主義(とりわけ証人尋問については、第3の内容との関係において)の要請に正面から抵触するおそれが高い。実際に、受命裁判官・受託裁判官によって行われた証拠調べの結果は、調書に記載され、受託裁判所に提出ないし送付がなされる。受託裁判所がこれを証拠資料とするためには、直接主義・公開主義の要請を満たす必要から、口頭弁論への上呈が必要とされる<sup>(14)</sup>。

③類型に属する代表例としては、証人・当事者本人を対象とする、映像等の送受信による通話の方法による証拠調べ(民訴204条1号2号、210条)があげられる。これらについては、口頭主義は維持されるものの証人等は現実には裁判官の面前に出頭していないことから、やはり直接主義の第3の内容との関係が問題となる(民訴215条の3、372条3項も同旨といえる。また、令和4年改正によるウェブ会議を利用した証人尋問〔改正民訴204条〕はまさにこの点が問題点として指摘されている〔後述第3章第2節Ⅱ〕)。もっとも、この類型においては、裁判官が交互尋問および補充尋問の様子を看取り同時に心証形成できるという点では、①②類型に比べ、直接主義への影響は小さいとも評されている<sup>(15)</sup>。

### 第3章 直接主義の例外をなす新たな例証

第2章第3節で確認したとおり、現行法自体も直接主義には一定の例外があることを認めていることについては争いはない。果たして、直接主義の例

---

(12) 笠井=越山編・前掲注(1)914頁〔越山〕も、弁論の更新を、直接主義が貫徹されない場合の例と位置づけるのではなく、「直接主義を満足させる手段としての意味をもつ」とする。

(13) 高田裕成ほか編集『注釈民事訴訟法第5巻』(有斐閣、2015)138頁〔北村賢哲〕参照。

(14) 高田ほか編集・前掲注(6)158頁〔花村良一〕など。

(15) 高田ほか編集・前掲注(6)1050頁〔山田〕参照。

外をなすとされる事例は、ほかにはないのであろうか。ここでは、直接主義の新たな例外事例ではないかと思われるものを検証してみたいと思う。

## 第1節 調書判決と直接主義

第1章で述べたような問題意識を筆者が抱くきっかけとなった裁判例として、最判令和5年3月24日民集77巻3号803頁をあげることができる。

同事件は、一般的には控訴の利益に関して新たな事例を付け加えたものとして紹介されているが、その背景には、直接主義をどのようにとらえるべきかという問題（同最判では、直接主義の要請を相当重視しているという姿勢が窺える）が含まれているように思われる。

### 〔事案の概要〕

基本事件は、X（原告・控訴人・上诉人）が、Y（被告・被控訴人・被上诉人）に対し、遺留分減殺を原因とする不動産の所有権一部移転登記手続を求める訴えを提起したというものである。この訴訟の第1審では、Yは適度な呼出しを受けたにもかかわらず、第1回口頭弁論期日に出席せず、答弁書その他の準備書面も提出しなかったことから、A裁判官（単独体）は、Xの主張事実についてYが自白したものと擬制することとして（民訴158条、159条1項・3項）、上記期日において口頭弁論を終結し、判決言渡し期日を指定した。判決言渡し期日においては、いわゆる調書判決（民訴254条1項1号）によりXの請求を全部認容する判決（以下「本件第1審判決」）が言い渡されたが（和歌山地判令和3年6月16日民集77巻3号808頁）、この判決を言い渡した裁判官はAではなく、口頭弁論に関与していない別のB裁判官であった。

このことに気づいたXは、本件第1審判決には民訴249条1項（直接主義）に違反する判決手続の違法があるなどとして、本件第1審判決を取り消し、改めてXの請求を全部認容する旨の判決を求めて控訴した。

原審（大阪高判令和3年12月9日民集77巻3号814頁）は、本件第1審判決には判決手続の違法があるものの、Xの請求は全部認容されていることから、控訴の利益は認められず（〔筆者注〕形式的不服説に立ったうえで）、本件控訴は不適法であるとして、これを却下した。Xから、上告受理の申立てが

なされ、上告事件として最高裁に受理された。

[判旨]

破棄差戻し。

「第1審において、事件が一人の裁判官により審理された後、判決の基本となる口頭弁論に参与していない裁判官が民訴法254条1項により判決書の原本に基づかないで第1審判決を言い渡した場合、その判決手続は同法249条1項に違反するものであり、同判決には民事訴訟の根幹に関わる重大な違法があるというべきである。また、上記の違法は、訴訟記録により直ちに判明する事柄であり、同法338条1項1号に掲げる再審事由に該当するものであるから、上記の第1審判決によって紛争が最終的に解決されるということもできない。

したがって、上記の場合、全部勝訴した原告であっても、第1審判決に対して控訴をすることができるかと解するのが相当である。」

[考察]

ここで採り上げた裁判例は、控訴の利益の有無の判断にあたり、形式的不服説に立つことを前提としつつも、全部勝訴した原告にも控訴の利益が認められることがあることを示したものであり、形式的不服説の新たな「例外」を認めたものと評される<sup>(16)</sup>（なお、新実体的不服説の立場でも、本件のような事案においては控訴の利益を認めることはできず<sup>(17)</sup>、それでもこれを認める

---

(16) 安永祐司「判批」法セ822号111頁(2023)。形式的不服説とは、原審における当事者の申立てと原裁判の主文の大小を比較して、前者よりも後者が小さい場合のみ不服の利益を認める見解であり、基準としての明確さを理由に多数説・判例(最判昭和31年4月3日民集10巻4号297頁など)はこの立場に立つ。もっとも、形式的不服説の立場からは、相殺の抗弁のように判決理由中の判断であっても拘束力がある場合(民訴114条2項)や、別訴禁止規定(人訴25条)により後訴が許されない場合など、一定の「例外」を伴うことになる。

他方、判タ1512号の解説記事においては、「判決手続に民事裁判の根幹に関わる重大な違法である民訴法249条1項違反がある場合には、控訴の利益を問うまでもなく、それ自体をもって控訴を適法と解する余地があることを示唆しているともいえようか。」(同70頁)との指摘もなされている。

(17) 濱崎録「判批」法教515号120頁(2023)。新実体的不服説とは、原裁判が確定することで既判力その他の拘束力により致命的な(後訴では救済されない)不利益を被る者に不服の利益を認めるとする見解で、形式的不服説が「例外」としてきた事例についても

というのであれば、例外として認めるといことになる)が、本稿においては、本件最高裁が控訴の利益を認めたことの当否については割愛する。本稿での関心は、本件事案が直接主義に違反するか否かである。

民訴 249 条 1 項は、「判決は、その基本となる口頭弁論に参与した裁判官がする」と定め、いわゆる直接主義について定めている。ここにいう「判決」を「する」とは、評議及び判決原本の作成により判決の内容を決定するものと解されている<sup>(18)</sup>。また、「基本となる口頭弁論に参与した裁判官」とは、口頭弁論の一体性や弁論の更新(民訴 249 条 2 項)などを根拠に、弁論を終結した口頭弁論期日(最終口頭弁論期日)の審理に参与したことを意味すると解するのが多数説の立場である<sup>(19)</sup>。

民訴 249 条 1 項の違反は、絶対的上告理由(民訴 312 条 2 項 1 号; 最判昭和 25 年 9 月 15 日民集 4 卷 9 号 395 頁、最判昭和 32 年 10 月 4 日民集 11 卷 10 号 1703 頁など)または再審事由(民訴 338 条 1 項 1 号)となるという点については、学説上ほぼ争いはない。

判決の言渡しがいわゆる調書判決によっておこなわれる場合においては、第 1 回口頭弁論期日に弁論を終結して、直ちに判決を言い渡すということが想定されていることから、「基本となる口頭弁論に参与した裁判官」と「判決(を)する」裁判官は同一人物であるのが通常であろう。しかしながら、第 1 回口頭弁論を終結し、別途に判決言渡し期日を指定することも妨げられない<sup>(20)</sup>ことから、本件のように、第 1 回口頭弁論期日において審理をし弁

---

理論的に上訴の利益を認めることができるとして有力に唱えられているが、本件のように、新実体的不服説の立場に立っても「例外」として上訴の利益を認めざるを得ないとなると、新実体的不服説のメリットは減殺されるということにならうか。

(18) 秋山ほか・前掲注(4)163 頁、高田ほか編集・前掲注(6)1053 頁〔山田〕など。

(19) 秋山ほか・前掲注(4)163 頁、高田ほか編集・前掲注(6)1053 頁〔山田〕、兼子一原著『条解民事訴訟法〔第 2 版〕』(弘文堂、2011)1391 頁〔竹下守夫=上原敏夫〕など。反対説として、鈴木=青山編集・前掲注(1)130 頁〔小林〕は、全ての口頭弁論に立ち会っていた裁判官を指すとする。

(20) 笠井=越山編・前掲注(1)929 頁〔越山〕によると、民訴 254 条 2 項が、通常の判決書の必要的記載事項である口頭弁論終結日(民訴 253 条 4 号)を調書判決の必要的記載事項とはしていないことから、条文上は、第 1 回口頭弁論期日に弁論を終結して正に調書判決を言い渡すことが予定されているとしつつも、別に言渡し期日をしてかまわない、

論を終結させた裁判官(A)と、判決言渡し期日において判決を言い渡した裁判官(B)とが異なる人物である可能性が出てくる<sup>(21)</sup>。このような事態は、形式的にはまさに直接主義(民訴249条1項)違反ということになる<sup>(22)</sup><sup>(23)</sup>。

本件において、最高裁がXに控訴の利益を認めた理由としては、再審事由(民訴338条1項1号)に該当する違法が本件第1審判決にある場合、この判決が確定しても後日Yから再審が提起され取り消される可能性があることを考慮して、手続上の瑕疵のない判決を得る機会(控訴)を与えるため、という点に見いだすことができる<sup>(24)</sup>。すなわち、B裁判官による判決の言渡し、直接主義(直接主義の第1の内容)に反するものであるとの理解が大前提として存在している。しかしながら、基本となる口頭弁論に関与した裁判官が判決をするということの趣旨が、当事者や証拠と直に接することによってこれらから新鮮な印象を得、これにより自由心証主義を実質化するという点にあったことを踏まえると、第1回口頭弁論期日において弁論や証拠調べがされるでもなくそのまま結審に至るという調書判決の場合には、この趣旨があてはまらないように思われる<sup>(25)</sup>。調書判決においては、

---

とされている。

- (21) もっとも、加藤新太郎「判批」NBL1255号96頁(2023)は、かかる事態は「通常想定されないケアレミス」であり「前代未聞の事態」とされ、同98頁においては今後「実際に類似事案が出てくることはないように思われる。」とする。
- (22) 川嶋隆憲「判批」新・判例 Watch【2024年4月】vol.34(日本評論社、2024)146頁も民訴249条1項違反ととらえる。他方、岡田教授は本件事案を「弁論の更新についての懈怠があったケース」ととらえられており(岡田・前掲注(11)6頁)、この立場からは本件事案は、民訴249条2項違反ということになる。
- (23) このような事案において、直接主義の問題を生じさせないようにするには、A裁判官が判決原本を予め作成しておくか(それに基づいてB裁判官が言渡しを行う)、または、B裁判官は判決にあたり弁論を再開したうえで弁論の更新をしておくべきであった(その後、B裁判官としては、直ちに弁論を終結させて調書判決をすることができる)といえる。岡田・前掲注(11)6頁、安永・前掲注(16)111頁、加藤・前掲注(21)96頁など参照。
- (24) 安永・前掲注(16)111頁、濱崎・前掲注(17)120頁参照。
- (25) 岡田・前掲注(11)7頁も、本件のように欠席判決が可能な事案にまで、直接主義を貫徹する意義があるか疑わしい、と指摘しており、筆者も全く同感である。
- もっとも、このことは、本件のように被告が口頭弁論期日に出頭しない場合にはよく

厳格に直接主義（直接主義の第1の内容）を貫く必要はなく（その意味では、直接主義の新たな「例外」を認めることになる）、本件のような事案においては、直接主義違反を理由とする絶対的上告理由・再審事由とはならないと解すべきであろう<sup>(26)</sup>。

## 第2節 令和4年IT訴訟化改正と直接主義

令和4年になされた民事訴訟法のIT訴訟化改正の柱の一つが、期日におけるウェブ会議の利用である。

期日とは、裁判所、当事者等の訴訟関係人が会合して、訴訟に関する行為をするために定められる時間のことをいい<sup>(27)</sup>、当事者は期日の実施される裁判所に現実に出頭するのが原則である。したがって、これまでは、裁判所と当事者双方が一堂に会して手続を進める場として、三者が「時間」と「場所」を共有する<sup>(28)</sup>ことが当然のことと考えられてきた。しかしながら、期日におけるウェブ会議利用を可能とする改正法の下においては、物理的な意味での「場所」の共有はもはや不可欠の要素ではなくなったということになる。

このことは、当事者においては、裁判所に出頭するための時間と費用を節約できる（ひいては期日の日程調整がし易くなる）ことを意味するものである

---

あてはまるが、被告が口頭弁論期日に出頭はしたが、訴状記載の請求原因事実を認めたか、あるいは明らかに争わないために擬制自白が成立する場合（民訴159条1項本文）で、しかも何らの防御方法を提出しない場合（この場合にも民訴254条1項1号により調書判決は可能。笠井＝越山編・前掲注(1)928頁〔越山〕参照）にも同様にあてはまるかについては、さらに検討が必要といえよう。

- (26) 本文で述べた考えに従うと、本件事案においては、後日Yから再審の訴えが提起されたとしても、再審事由不存在を理由に請求棄却決定（民訴345条2項）を下せばよいということになるので、あえてXに控訴の利益を認める必要もないということになる。

これに対し、岡田・前掲注(11)7頁は、Yからの再審申立てには原判決の確定力の消滅を求めるような正当な利益を見出すことはできず、訴権の濫用として却下されるべきとされる。

- (27) 伊藤眞『民事訴訟法〔第8版〕』（有斐閣、2023）256頁、三木浩一ほか『民事訴訟法〔第4版〕』（有斐閣、2023）161頁〔笠井正俊〕など。

- (28) 今津綾子「口頭弁論期日等におけるウェブ会議の活用」ジュリ1577号41頁（2022）参照。

ことから、技術革新に伴うIT技術の訴訟手続への導入のプラス面としてとらえておくべきであろう<sup>(29)</sup>。

とはいえ、口頭弁論期日、とりわけ証人尋問期日におけるウェブ会議の利用については、利便性のみを強調するのではなく、やはり訴訟諸原則—とりわけ直接主義—との関係をしっかりと吟味しておく必要があるものと思われる。

#### I 口頭弁論期日におけるウェブ会議の利用

口頭弁論とは、公開の法廷において、受訴裁判所の前で当事者双方が対席して、口頭陳述によりそれぞれの主張事実を提出する審理方式をいう。判決をするには口頭弁論の実施が必要的である(必要的口頭弁論の原則；民訴87条1項本文)。口頭弁論を実施するための期日を口頭弁論期日といい、当事者は、裁判所からの呼出しを受けて出頭し、裁判官の面前において口頭で陳述することが求められる。口頭弁論期日においては、双方当事者に出席する機会が与えられ(双方審尋主義)、公開法廷において(公開主義；憲82条)、当事者が口頭で弁論をし(口頭主義)、判決をする裁判官が直接弁論を聴取し、証拠調べを行う(直接主義；民訴249条1項)。

令和4年改正においては、口頭弁論の実施にあたり、裁判所は、相当と認めるときには当事者の意見を聴いて、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(ウェブ会議)によって期日の手続を行うことが可能となった(改正民訴87条の2第1項。令和6年3月1日より既に施行)。

この改正によって、口頭弁論の実施には、「場所」の共有は不可欠の要素ではなり、裁判所への出頭にかかる時間や費用の節約に資するという、訴訟手続へのIT技術導入のプラス面をみてとることができる。しかしながら、検討すべき課題は、技術面・理論面いずれにおいても多岐に及ぶ。

技術面という点においては、まず、IT技術に不慣れな情報弱者への対応という点がある。もっともこの点は、かかる当事者は、当事者の意見聴取

---

(29) さらに、今津・前掲注(28)42頁は、高齢である等の事情から法廷に足を運ぶことが難しい当事者にとっては、画面越しではあるが自ら手続に参加する途を拓くという意味で、裁判を受ける権利の実質化をもたらすものとも評価できる、とする。

(改正民訴 87 条の 2 第 1 項)において、ウェブ会議利用に反対を述べれば現実の出頭も可能となるので<sup>(30)</sup>、あまり問題とはならないかもしれない。また、本人確認(なりすまし防止)をいかにして図るかも検討しておくべき課題である<sup>(31)</sup>。当事者本人が自宅や職場からのウェブ接続する場合のネットワーク接続の不安定さに対する対策や、オープンスペースからの利用(周囲に会話が筒抜けになる)の可否も検討する必要がある。さらに、ウェブ会議による場合には、民訴規則 77 条にかかわらず、容易に無断録音・録画が行われる危険があるが、このことは、インターネット上でこれらを簡単に拡散することができるというより深刻な問題(プライバシー侵害や企業秘密漏洩等)を引き起こす危険もはらんでいる。Microsoft Teams にも備わっているチャット機能を用いて発言した場合に、これを口頭による陳述として扱ってよいかについては、消極的に考えるべきであろう<sup>(32)</sup>。

理論的には、訴訟諸原則—とりわけ公開主義・直接主義—との関係をどのようにとらえるべきか、という点が大きな課題としてあげられる。ウェブ会議を利用した口頭弁論期日においては、当事者は裁判所に出頭する必要はないものの、裁判官は法廷において実際に手続を行わなければならない<sup>(33)</sup>。裁判官は、ウェブ会議の様相を公開法廷に投影し、傍聴人は法廷においてそれを見ることができることから、公開主義の要請には反しないとする<sup>(34)</sup>。加えて、争点整理手続の場合とは異なり、改正民訴 87 条の 2 では、電話会議(音声だけ)ではなく映像を伴ったものでなければならぬとされていることから、直接主義にも抵触しないとされる<sup>(35)</sup>。映像等の送受信の技術が向上し、ウェブ会議によって当事者の口頭による弁論を裁判官が鮮明に把握

(30) 清水綾子「第 3 回口頭弁論等」NBL1244 号 85 頁(2023) 参照。

(31) 清水・前掲注(30)86 頁は、改正前の電話会議システム等による手続の際の本人確認は個々の裁判体において事案に応じて行われており、ウェブ会議においても同様とする。今津・前掲注(28)42 頁脚注 8 は、本人の写真入り身分証を画面に表示させる等、より効果的な本人確認の必要を説く。

(32) 今津・前掲注(28)43 頁も同旨(準備書面の提出に代わるものととらえることも難しいとする)。

(33) 青木哲「民事訴訟手続の IT 化」法教 506 号 63 頁以下(2022)。

(34) 山本和彦『民事訴訟手続の IT 化』(弘文堂、2023) 63 頁以下など。

(35) 山本・前掲注(34)62 頁。

することができるようになった<sup>(36)</sup>、との指摘もあるが、ネットワーク接続の不安定さに起因する通信状態の悪化(画面のフリーズ、音声の途絶等)も起こりうることを想定するならば、直接主義(ひいては口頭主義)との関係からはやはり問題が残されているといわざるを得ない<sup>(37)</sup>。

なお、公開主義との関係においては、裁判所が現実の法廷において行う方法に加えて、テレビ中継やインターネット中継によって行うことができるか、という問題もある<sup>(38)</sup>。

## II 証人尋問におけるウェブ会議の利用

証人尋問においては、証言内容そのもののほか、証人の話し方、表情、挙動といった供述態度も証拠資料を得るうえでは欠かせない材料であることから、証人を出頭させ、裁判官の面前で尋問するのが原則である。もっとも、令和4年改正以前においても、証人が遠隔地に居住する場合(改正前民訴204条1号)、証人が法廷では精神の平穏を著しく害されるおそれがある場合(同条2号;いわゆるビデオリンク方式による証人尋問)には、証人が法廷以外の場所に所在し、映像等の送受信の方法により尋問をすることが認められていた。ただ、そこで想定されていたのは、テレビ会議システム(裁判所庁舎内に設置された専用の機器を介した通話方法)であって、当事者は受訴裁判所に、証人は最寄りの裁判所にそれぞれ出頭する必要があった(民訴規123条1項)。

今回の改正では、証人尋問を映像等の送受信の方法によることができる場合の要件の緩和を図った。2号に大きな変更はないが、1号については遠隔地要件のみならず証人が受訴裁判所に出頭することが困難である場合に拡大され(改正民訴204条1号)、新たに3号として当事者に異議がない場合が付

---

(36) 脇村真治ほか「『民事訴訟法等の一部を改正する法律』の解説(2)」NBL1226号5頁(2022)、阿多博文「民事裁判手続のデジタル化(IT化)―②ウェブ会議等」ひろば75巻9号19頁(2022)など。

(37) 内海博俊「判決手続におけるウェブ会議の利用」山本和彦編『民事裁判手続とIT化の重要論点』(有斐閣、2021)56頁も、システムの不調と訴訟諸原則との関係を指摘する。

(38) 清水・前掲注(30)88頁は、現行法の下においてもこれらの方法は禁止されていないとしたうえで、政策形成訴訟や社会的関心が高い訴訟などでは、むしろウェブ中継が実施されることによる利点が大いとする。

け加えられた（同条3号）。また、映像等の送受信の方法についてはウェブ会議を用いることが想定されており、これによって証人が最寄りの裁判所に出頭する必要がなくなることから、証人の利便性が向上するというメリットがもたらされる。しかしながら、ここでも検討すべき課題は、技術面・理論面のいずれにおいても多い。

技術的課題としては、証人に対する第三者の不当な関与をいかに防ぐかという点がまずは挙げられよう<sup>(39)</sup>。ウェブカメラ外から、第三者（当事者や代理人も含め）が尋問に対する回答を誘導したりするおそれはないとはいえない。そもそもウェブカメラ外に置かれた文書を証人が読み上げるといった危険も生じうる（民訴203条参照）。これらの問題は、証人がどこからでもアクセスできるとすべきか否かに関わってくるものといえる。

技術的かつ理論的な問題としては、証人尋問においては、証人の話し方、表情、挙動といった供述態度も証拠資料を得るうえでは欠かせない材料であるのであれば、やはり、直接主義との関係で問題はないかがやはり問われることになる。とりわけ、ネットワーク接続の不安定さに起因する通信状態の悪化（画面のフリーズ、音声の途絶等）という技術的問題ともあいまって、裁判官が満足に証拠資料を得られなくなるという危険が起りうる<sup>(40)</sup>。

ただ、直接主義（直接主義の第3の内容）との関連では、民訴195条が裁判所外での証人尋問を認めているところ、この方法による場合には、受命裁判官・受託裁判官のみが直接証人に接するのみで、他の裁判官は受命裁判官を介して心証を取ることになっていることから、直接主義（直接主義の第3の内容）の要請に抵触するおそれが高い（上述第2章第3節の例外②類型）のに対し、ウェブ会議の方法による場合には合議体の裁判官全員が証人の供述態度を観察し、心証形成することになることから、民訴195条の方法による場合よりも、直接主義からの乖離は少ないとする指摘もある<sup>(41)</sup>。しかしな

---

(39) 小林秀之『民事訴訟法〔第2版〕』（新世社、2022）433頁。

(40) 青木哲「証人尋問等におけるウェブ会議等の利用」山本和彦編『民事裁判手続とIT化の重要論点』（有斐閣、2021）93頁も、「裁判官が証人等と画面越しで対面することになるので、証人等の口頭での陳述から受ける印象が不鮮明になるおそれがある。」とする。

(41) 今津・前掲注(28)45頁。

から、ウェブ会議の利用による証人尋問は、直接主義の例外との関係では③類型に属するものであり、異なる例外類型を比較して、直接主義との乖離は少ないと評することはできないのではないだろうか。例外の③類型については、もともと直接主義への影響は少ないとの評もあったことに鑑みると、ウェブ会議を利用した証人尋問については、直接主義の要請は「後退」したものととらえれば足りよう。

## 第4章 おわりに

本稿では、最近の立法動向や裁判例を素材として、直接主義の意義・内容ならびに例外について再検討をしてきた。重大な手続法違反にあたるとして直接主義違反が問題となる事象は、直接主義の第1の内容にかかるものであること、第3の内容についてはその例外を認める立法がすでに多く存在していることが確認できた。

他方で、第1の内容にかかる例外についてはより慎重な判断が求められるところ、本稿で展開したような考え方がその例外を許容する根拠として十分かについてはさらなる検討が必要といえよう。また、第3の内容に係る例外については、その正当化根拠がいかなる点に求められるかについては、単に審理の効率性というだけではなく、さらなる考察が必要と思われる。これらの点については、今後のさらなる検討課題としたい。

**【付記】** 同門の大先輩である原強先生とは、研究室において直接指導等を受けるといった機会はありませんでしたが、小職が研究者としての最初の就職活動をしていた当時、大変気にかけていただいたことを思い出します。また、現在の職にあるのも原先生のお力添えによるものであり、重ねて御礼申し上げます。

(明治学院大学法学部教授)